

陳情第79号	受理年月日	令和4年3月7日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	市街化区域から市街化調整区域への区分見直しの撤回について	
要旨	<p>私たちは令和3年12月17日に、門司区旧門司の市街化区域から市街化調整区域への区分変更を考える会を結成し、子々孫々まで安全・安心して住み続けられるまちづくりを目指すため、門司区の市街化区域から市街化調整区域への区分変更を白紙に戻す活動をしている。</p> <p>令和4年2月の旧門司町内会の説明会では、「東南海地震時に門司港地区は10～15メートルの津波が予想されるとの発表があった。せっかく高台に住んでいる住民に、なぜ危険な低い土地への移住を進めるのか」「市街化調整区域になれば土地の評価額も下がる。それに伴い、不動産売買が困難となる。住宅を借家にもできなくなる。銀行からの融資も受けられなくなる。」「今回の区域区分の見直しは、土地、家屋などの不動産価値を低下させ、関係住民の財産権を侵害し、斜面地から住民を追い出し、永続的な居住権をも制限するものと言わざるを得ない。また、町内を線引きすることで、地域コミュニティーが分断され、町内会、自治会活動にも多大な悪影響を及ぼす。また、地域固有の文化が消滅する。」など様々な意見が出され、計画の白紙撤回を求める意見が次々出ている。</p> <p>については、下記のとおり措置されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係地域の住民に多大な負担と混乱を押しつけ、地域間格差をますます広げる端緒となる区域区分の見直しを白紙撤回すること。 2 安全・安心して住み続けられるまちづくりのために、崖地などの災害防止対策をさらに強化すること。 	